

令和5年第4回那須烏山市議会9月定例会（第1日）

令和5年9月5日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 2時29分

◎出席議員（14名）

1番	高木洋一	2番	福田長弘
3番	荒井浩二	4番	堀江清一
5番	興野一美	6番	青木敏久
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋井由放
14番	中山五男	16番	平塚英教

◎欠席議員（1名）

15番 高田悦男

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	熊倉精介
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	高田勝
総合政策課長	菊池義夫
まちづくり課長	小原沢一幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	川俣謙一
市民課長	大谷啓夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	岡誠
こども課長	水上和明
農政課長	深澤宏志
商工観光課長	星貴浩
都市建設課長	佐藤光明
上下水道課長	石嶋賢一

学校教育課長

大 鐘 智 夫

生涯学習課長

黒 尾 明 美

代表監査委員

瀧 田 晴 夫

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

高 橋 昌 弘

書 記

吉 川 和 穂

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1号 令和4年度那須烏山市一般会計継続費精算報告書について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 5 報告第 3号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について（市長提出）
- 日程 第 6 報告第 4号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 7号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 8号 那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 6号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第 1号 令和5年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第11 議案第 2号 令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第12 議案第 3号 令和5年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第13 議案第 4号 令和5年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第14 議案第 5号 令和5年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第15 議案第 9号 財産の取得について（市長提出）
- 日程 第16 議案第10号 財産の取得について（市長提出）
- 日程 第17 議案第11号 令和4年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（市長提出）

- 日程 第18 認定第 1号 令和4年度那須烏山市一般会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第19 認定第 2号 令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第20 認定第 3号 令和4年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第21 認定第 4号 令和4年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第22 認定第 5号 令和4年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第23 認定第 6号 令和4年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第24 認定第 7号 令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第25 認定第 8号 令和4年度那須烏山市水道事業会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第26 認定第 9号 令和4年度那須烏山市境財産区特別会計決算の認定について（市長提出）
- 日程 第27 付託第 1号 請願書等の付託について（議長提出）
- 

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（渋井由放） 皆さん、おはようございます。傍聴席の皆様方には、お忙しい中、議場に足をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま出席している議員は14名です。15番高田悦男議員から欠席の通知がございました。定足数に達しておりますので、令和5年第4回那須烏山市議会9月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めていますので御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る8月29日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願いいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渋井由放） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

3番 荒井浩二議員

4番 堀江清一議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（渋井由放） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から9月15日までの11日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から11日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので御協力願います。

---

◎日程第3 報告第1号 令和4年度那須烏山市一般会計継続費精算報告書について

て

○議長（渋井由放） 日程第3 報告第1号 令和4年度那須烏山市一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第1号 令和4年度那須烏山市一般会計継続費精算報告書について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第212条の規定に基づき、令和3年第6回那須烏山市議会12月定例会において、継続費の予算措置を行い、令和4年度をもって当該継続費の継続年度が終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

継続費の内容を御説明申し上げます。

農地・農業用施設災害復旧事業につきましては、令和元年台風19号により被災した下川井地区橋梁の復旧工事を令和3年度から令和4年度にかけて実施し、精算報告書のとおり事業を完了したものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、報告第1号 令和4年度那須烏山市一般会計継続費精算報告書については、報告のとおりでありますので、御了解願います。

---

◎日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（渋井由放） 日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分をいたしましたので、報告いたします。

専決処分の内容は、令和5年3月28日午後3時17分頃、那須烏山市志鳥地内の市道小志鳥中山線において、相手方車両が当該地を通行中、当該市道の立木の枝が折れ、車両に接触し、損害が発生した事故につきまして、損害賠償額が決定し、和解が成立したものであります。

なお、損害賠償額は、相手方車両の修理代であり、損害額13万801円全額を市が支払うこととなりましたので、御報告申し上げます。

今後も、適切な道路管理を行い、未然の事故防止に取り組んでまいりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。本件も報告案件でありますので、この際、質疑があればこれを許します。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 事故の状況の説明についてお伺いいたします。

こちらの（3）のほうに、「相手方車両が当該地を走行中、当該市道端の立木の枝が折れ、車両に接触し、損傷させてしまったものである」とあるんですけども、これは走行中に枝が折れて、車にたまたまぶつかったのか、それとももう傾いている枝のところに車がぶつかったのかということをお伺いします。

私も実際、走っていて、道のところに垂れているところに軽く当たったりすることがあって、その後、止まって自分で引っこ抜いたりして、道に寄せたりするんですけども、ちょっとその状況について教えてください。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 今の質問にお答えします。

枝が折れたものが、走行中の車に当たったという状況です。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 「当該市道端の立木の枝が折れ」とありますが、この立木はいわゆる市所有の、要するに道路の敷地内に立っていた樹木でございますかね。それとも隣地から伸びていた枝が落っことったのか、その辺の説明方をお願いいたします。

さらに、同じような関連なんですけれども、これは8月15日の「広報お知らせ版」ですね。これで、3ページ一番下のところに、「樹木の枝が道路に張り出していないか」という広告が出ております。それで、「皆さんが所有する樹木が道路上に倒れたり、道路を覆ったり、枝が落ちたりして、通行者に迷惑をかけることがありますので、道路に張り出すことのないように注意して管理をお願いいたします」ということなんですけれども、実際は覆っていたので

は困っちゃうんだよね。覆わないように、適切な指導をお願いしたいと思うんですけども、その際、私が直接聞かれたのは、いや、実はこちらのところにも大きな木があって、それを自分ではもう切れないので、どなたか業者か森林組合か、そういうところを案内してくれませんかと言われたんです。それはそれで森林組合等に話をしましたが、やっぱりこれは行政のほうがそういうお知らせをすべきなんじゃないのかなということで、適切な処理・管理ができるように、どんどん高齢化していますので、大木はとても高齢者は切れませんから、その辺、適切な管理ができるように案内をしていただきたいと思いますと思うんですが、その辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） ただいまの平塚議員の質問にお答えをいたします。

まず1点目、折れて落ちた木の所在でございますが、こちらはブロック積みの上の市道敷として買収した土地の土の部分に生えている木が折れたということで、市道敷ということで、今回の損害賠償となりました。

続きまして、2点目の、「広報お知らせ版」に木が覆いかぶさってありませんかという御案内を年に数回やっておりますが、そのことについて、もうちょっと分かりやすいといいますか、業者のほうの誘導とか、そういうのもできるようにしたらよろしいのではないかとということでございますので、そうですね、それだけではどうしていいのか分からないという部分があると思いますので、その辺につきましてもこれからはお知らせしてまいるようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） この案件については分かりましたが、いわゆる道路に覆いかぶさっている樹木の適正管理については、今、課長が言われましたように、都市建設課のほうにお問い合わせくださいと。それで適切なそういう業者を案内いたしますということで進めていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（渋井由放） よろしいですか。答弁もらわなくていいですか。

○16番（平塚英教） 確認したい。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 都市建設課に御連絡をいただき、その先につきましては、やはり個人の立木ということで、費用につきましては個人に出していただくこととなりますので、その辺につきましては、よく市民の方と相談、話をしながら、適切な管理がしていけるようにしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。



4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 立木が倒れて車に当たったという事例なのですが、実は昨日、八溝県民休養公園内、枯れた松の木が倒れまして、道に覆いかぶさっているという事例がありました。それで、よくよく聞いてみたら、公園内は県の管理下だということで、早急に連絡を取ってもらって、夕べのうちに撤去していただきました。それぐらいスピーディーにやっていただいたということがあります。

それで、八溝グリーンライン、小志鳥から大桶のほうに向かっていって、左右の草が非常に張り出して、ひょっとしてそこを対向車と通過する場合、大型であると、よけた瞬間に横の草等、もしくは枝が張り出していたときに、接触して擦過傷というか傷ができたというときに、これは補償の対象になるのでしょうか。まずその辺を伺って、もし補償の対象になるということであれば、そういうことも市として早急に対応すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 草が車に触れて傷がついたという場合につきましては、ケース・バイ・ケースで違ってまいると思いますので、その辺については、どうだというのはちょっと言えないと思いますので、よろしくをお願いします。

あと、八溝グリーンラインにつきましては現在、交通規制等もかけて作業しないとしないものですから、伸びているのは重々承知しております。現在、警察と交通規制等の協議をしておりますので、それが整い次第、除草作業はしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 先ほど言ったように、対向車が大型で、こちらは避けようがなく、触ってしまうと。なぜそれを言うかという、側道に引いてある白い道路の線、ありますね。それを越えてはみ出している状況なんですね。ですから、緊急に、早急にそれをぜひともやっていただければと思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに質疑がないようですので、報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）は、報告のとおりでありますので、御了解願います。

---

◎日程第5 報告第3号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提

## 出について

○議長（渋井由放） 日程第5 報告第3号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

### 〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第3号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人那須烏山市農業公社から提出された令和4年度経営状況説明書について報告するものであります。

農業公社は、一般財団法人として、市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想により、地域や自治体からの強い要請を踏まえ、農業の振興と農業者の経済的・社会的地位の向上に寄与することを目的に、農地の集積・集約化を図る農地利用集積円滑化事業をはじめ、農業用機械と施設の共同利用推進事業、認定農業者、営農集団及び農業生産法人の育成・支援事業など、様々な公益事業に取り組んでおります。

また、農作業の受委託事業をはじめ、飼料用稲（WCS）供給事業、食用米生産事業を主とする収益事業は、農業公社が出資する株式会社アグリ那須烏山が行っております。

昨今の農業情勢は、農業従事者の兼業化や高齢化、後継者不足に加え、耕作放棄地の増加に伴い、ますます農業経営基盤の脆弱化や農業生産力の低下を招いております。また、燃料・農業資材等の価格高騰が続き、農業従事者は依然として厳しい経営を迫られております。

このような中、農業公社に寄せられる農家からの要望は多種多様であり、その責務は非常に大きいものであります。

現在は、地域の担い手への農地利用の集積・集約化による農地バンク事業活用の推進、担い手の育成・確保などを担う公益法人としての農業公社と、農作業の受託事業などを担う収益法人としての株式会社アグリ那須烏山との両輪により、様々な農業の諸問題を解決するための重要な担い手として、また、地域農業の活性化を推進する組織として、農家の大きな受皿となるため、その役割を果たしているところであります。

現在の財政状況は、市補助金等を活用しながら、年々、安定的な経営に近づいているところでありますが、公益事業と収益事業の分離化による効率的・効果的な事業の展開を期待するところであります。

以上、一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況について報告いたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。本件は報告案件であります。

この際、質疑があればこれを許します。質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 1点だけお伺いいたします。

この報告書の4ページに、職員に関する事項としまして、ここに職員の人数が載っているわけでありまして。

私は公社の課題とするところは何かをお伺いしたいと思うんですよ。この文章の中にもありますように、農業経営者の高齢化と米価の低迷によって、これからますます農業離脱者が増えてくるんじゃないかと私は危惧しているわけでありまして。そこで、現在の公社職員、この体制でもってそれに応えられるのかどうか、この辺のところをどう考えているのか、お伺いします。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） ただいまの中山議員の御質問にお答えします。

これまで農業公社の運営につきましては、公益事業を担う農業公社、さらには収益事業を担うアグリ那須烏山との関係性であるとか資金融通における経営の効率化・透明性、または機械の老朽化、さらに今、中山議員の御質問にありましたように、人材の確保面などにおいて、様々な意見、御指摘を議会、監査委員から受けているところでございます。

このような状況におきまして、毎年、県、市、農協、農業公社、改善策等進めるべき方向を、議論を重ねているところでございます。そういう中で、既に農業公社、さらにはアグリ那須烏山の役割、またはそれぞれのメリット・デメリット、明確に把握済みではございますけれども、まずは何といたっても地域農業を衰退させないための体制づくりが、最も取り組むべき優先課題という意見が出されているところでございます。

つまりは今、中山議員が御質問されましたように、今後、離農する農家の農地を農業公社としてどれだけ担っていけるか。これは人材確保、また機械の更新なども含めて、体制の強化が鍵と感じておるところでございます。

とはいえ、農業公社だけでこの那須烏山市の厳しい農業情勢、難局を乗り越えるということではございません。さらなる担い手の協力も必要と考えております。そういう中で、昨年6月に、公社存続に向けての陳情書が全会一致で採択されたということは、大きな弾みとなってございますので、これらの人材確保も含めて、今後またいろいろなところから御意見頂戴しながら、本来のあるべき役割の実現に向けて、公社の方向性を示してまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） ちょっと1点お伺いします。

公社の方針として、例えば今、稲作に関しては、かなりいろんな転換期に入っているのかなと思いますが、そもそも人材がいるか、いないか、そういったところにはなると思うんですが、公社として、そういった高収益な園芸作物への転換とか、そういったものを推進しているような事業というのは、こういう研修以外で具体的にあったりするんでしょうか。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 園芸の振興というところ、これまで農業公社、WCS飼料用稲というところをはじめ、園芸作物以外の土地利用型農業を中心にやってきたものですから、なかなか園芸を公社としてこの人数で推進できるかというところ、ちょっと今のところ課題であります。

とはいえ、園芸振興という点では今現在、農業公社以外の担い手等については、ハウスの補助であるとか農業施設の梨棚の補助であるとか、違った面で補助金を出しておいて、園芸振興を推進しておりますので、今後、農業公社のほうとしても、園芸振興については着手していくべき事案だと考えておりますけども、なかなか土地利用型からの脱却というのはちょっと難しい面がありますので、今後慎重に検討を重ねていきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） ありがとうございます。

日本はそもそもヨーロッパとかと比べて、農業への補助がかなり低いということなんですけれども、例えば今回の定例会でも、道の駅なんかに関する質問とかもあると思うんですね。ただ、実際、作ったとしても、地元の農協さんに出す農作物ですら足りないみたいな状況で、本市も将来的な方向性を見て、そういう作物の転換、高収益作物への推進をできるような方向性に持っていかないと、結局、稲作というトレンドからも後れて、その後の農業の継続にも乗り遅れてしまうのかなと思うので、そういったところをぜひ支えていってください。

お願いします。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 今、荒井議員から御質問ありましたように、本当に高収益作物、園芸作物への転換というのは、まさに今、重要な施策の1つとなっております。農業公社のみならず、市内の担い手については、土地利用型からの脱却ということで、園芸振興の推進、農政課としても関係機関と協力しながら強力に推進したいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ちょっと確認だけ。

これはとても難しい問題なんですけど、もともとこの農業公社は国の施策で始まったんです

ね。そのときは、やっぱり米の値段とかそれが成立していたので、それが今、成立しなくなったので難しい問題で、今の荒井議員のような意見が出てくるんですけども、僕のほうで聞きたいのは、やっぱり国が始めた政策って今、国とか県の指導とか、あと方向性、これってどういふふうになっているのかというのを、やっぱりこれから入っていかないと、うちの町だけでは難しいと思います。

そういう意味で、その方向性の確認と、あと栃木県の中の他の市町の動きはどうなっているのか。1回はうちの町もやめちゃうみたいな話になったので、そういうのもあるのかなという話があったんだけど、その辺の状況について教えてください。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） この農業公社の事業、平成7年に各農協管内に1つは公社を設立しようということで、国の動きで始まったところでございます。

そういう中で、今現在、県内25市町のうち、農業公社が設立になっているのが15市町でございます。その15市町の農業公社の経営状況であるとか運営状況、資料を私のほうで用意したものがありますけれども、本当に国のほうが平成7年に主導で進めたんですけども、中にはもう農業公社の運営自体、あることはあるんですけども、運営をやめているところも幾つかございます。

また、補助金・交付金なんかを活用しないと、本当に公社自体の運営が厳しいような各市町の状況にはございますけども、なかなか平成7年に公社事業始まって以来、もう相当な年数がたっておるんですけども、今後、国のほうとして公社の在り方についてどうこうという指導がない中で、那須烏山市はアグリ那須烏山なんかを立ち上げて、収益事業と効率的な運営を図っているというのはあるんですけども、なかなか県とか国の指導が、こうしろというような指針がないものですから、手探りというか、検討している状況でございます。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） こういういろんなのは分かっているんで、いいですけども、ただ、国・県にやっぱりもう少しこの方向性を出せというのは、言わない限りは答えは出てきませんので、これはお願いします。どうせ声を上げたって何もしてくれないんだと、何かそういうふう聞こえてしまうので、お願いします。いいですか。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 今、本当に農業公社は、地域の担い手の受皿となってございます。国・県の指導のみならず、強力にこの公社運営、在り方、実現に向けて進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） これがやっぱりもともと受皿として、後継者がいない場合でもこれで日本の農業は大丈夫なんだというところからスタートしているので、これ、何もしないで、致し方ないということでは、日本の農業は潰れてしまいますよということだけ一言言って、おしまいにします。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、報告第3号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出については、報告のとおりでありますので、御了解願います。

---

#### ◎日程第6 報告第4号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（渋井由放） 日程第6 報告第4号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第4号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率とその算定基礎事項を記載した書類について、監査委員の審査に付しましたので、その意見をつけて報告するものであります。

健全化判断比率の4つの比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率並びに将来負担比率につきましては、該当ありませんでした。

実質公債費比率につきましては、7.0%で、前年度比0.6ポイントの増であります。これは、令和元年東日本台風災害に伴う廃棄物処理等の地方債の返済が始まったことが主な要因であります。

資金不足比率につきましては、該当ありません。

健全化判断比率につきましては、いずれも健全団体に該当しており、私が進めています厳しい財政状況の立て直しの取組成果が着実に表れていると考えております。

しかしながら、原油・物価高騰対策や、後年度において取り組むべき施設の集約化や整備事業に多大な財源が必要なことから、決して楽観視をすることなく、さらなる行財政改革に取り

組み、引き続き健全な財政運営を図ってまいる所存であります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。本件も報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、報告第4号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率については、報告のとおりでありますので、御了解願います。

---

### ◎日程第7 議案第7号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について

○議長（渋井由放） 日程第7 議案第7号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第7号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育委員4名のうち、網野甚一委員が令和5年11月29日に任期満了を迎えるに当たり、引き続き委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

網野氏は、平成27年11月30日から、教育委員会委員として2期8年を務められています。その人格は円満かつ高潔であって、教育、学術、文化に関して高い識見を有されている方です。

さらに、令和3年11月30日からは、教育長職務代理者として御活躍いただいております。本市の教育施策の総合的な推進を図るため、網野氏には引き続き教育委員会委員を務めていただきたく、議会の同意をお願いするものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第7号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

◎日程第8 議案第8号 那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（渋井由放） 日程第8 議案第8号 那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第8号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の3名が、令和5年11月29日に任期満了を迎えるに当たり、引き続き委員として選任したく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を得るものであります。

横山通有氏は、旧烏山町時代の2期4年9か月を含め合計8期、委員を務められております。岩附淳一氏は5期、鈴木英男氏は4期、委員を務められております。

3名とも、人格は円満であり、高潔であって、行政全般にわたり深い識見を有しております。これまで重ねてこられた経験から、公正かつ適正な審査を行う本職の適任者であります。



以上、何とぞ慎重に御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明及び詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第8号 那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

◎日程第9 議案第6号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第9 議案第6号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第6号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正され、令和5年9月16日に施行されることに伴い、本条例中の引用部分に項ずれが発生するため、所要の改正を行うものであります。

なお、施行日につきましては、改正法の施行日に合わせ、令和5年9月16日としております。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第6号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 議案第1号から日程第14 議案第5号までの令和5年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について、令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、令和5年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、令和5年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について、令和5年度那須烏山市下水道事

業会計補正予算（第2号）についての5議案については、いずれも令和5年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

◎日程第10 議案第1号 令和5年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について

◎日程第11 議案第2号 令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

◎日程第12 議案第3号 令和5年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第13 議案第4号 令和5年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について

◎日程第14 議案第5号 令和5年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（渋井由放） よって、議案第1号から議案第5号までの5議案について一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号から議案第5号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和5年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案は、令和5年度那須烏山市一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ1億5,226万2,000円増額し、予算総額を124億5,925万7,000円とするものであります。

今回は、市有施設の維持管理費や道路整備等の補正予算を編成したものであります。また、ふるさと応援寄附金業務委託、烏山地区サイレン吹鳴システム改修事業、学校教育ネットワークサーバの賃貸借及び保守業務委託につきまして、翌年度以降の事業実施に必要な債務負担行為を追加するものであります。

では、主な内容を御説明いたします。

まず、歳出であります。

総務費につきましては、市有財産管理費は、落雷被害に遭った旧七合中学校火災受信機交換修繕費等の計上であります。

烏山庁舎管理費は、点検時に不具合が確認された防火シャッター交換修繕費等の計上であります。

烏山高部線運行管理費は、市営バス市埜黒田烏山線の車両エンジン故障に伴い、烏山高部線の車両を代替車両とし、烏山高部線に新たなマイクロバスを配置するための賃借料の計上であります。

還付金事務費は、法人税の予定納税額と確定税額に多大な差が生じたことに伴う還付金の計上であります。

民生費につきましては、障害児支援事業費は、令和4年度分、国・県負担金の精算に伴う償還金の計上であります。

すくすく保育園運営費は、障害児保育の提供維持のための保育士業務委託費等の計上であります。

生活保護総務費は、生活保護費の基準額の計算方式の変更等に伴うシステム改修費の計上であります。

農林水産業費につきましては、農業振興費は、企業版ふるさと納税に係る交付金の計上であります。

土木費につきましては、道路維持管理費は、6月及び7月に発生した集中豪雨における路面補修や、のり面補修経費等の計上であります。

道路保全費は、資材高騰に伴うトンネルLED工事費の増額及び市道の補修工事費等の計上であります。

道路整備費は、現在、県で実施中の荒川災害復旧助成事業の落合橋に係る負担金等の計上であります。

防災集団移転促進事業費は、旧境小学校の解体工事設計業務委託費の計上であります。

消防費につきましては、防災無線整備費は、土地所有者との協議により撤去の必要が生じた防災無線の解体工事費の計上であります。

教育費につきましては、中学校施設管理費は、中学校設備の修繕費等の計上であります。

烏山運動公園管理費は、倒木の危険がある樹木の伐採処分費の計上であります。

災害復旧費につきましては、農地・農業用施設災害復旧事業費は、6月及び7月に発生した集中豪雨による被災箇所の復旧に係る補助金の計上であります。

次に、歳入であります。

国庫支出金は、生活保護システム改修に対する補助金の計上及び道路メンテナンス事業補助金等の減額計上であります。

寄附金は、企業版ふるさと納税に係る寄附金であります。

繰入金は、令和4年度決算に伴い精算される介護保険特別会計から一般会計への繰入金及び令和4年度において一般会計からの繰出金を過大に支出したことに伴い、返還される下水道事業会計から一般会計への繰入金であります。

市債は、市道整備事業に対する緊急自然災害防止対策事業債や合併特例債の計上及び辺地道路整備事業債の配分額に対する減額計上であります。

なお、不足財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第2号 令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、国民健康保険特別会計診療施設勘定の歳入歳出をそれぞれ9万4,000円増額し、補正後の予算総額を5,702万9,000円とするものであります。

補正予算の内容は、オンライン資格確認用顔認証付カードリーダーの無償保証期間が終了したことに伴う保守委託料、施設管理消耗品費及び医療産業廃棄物処理委託料に不足が見込まれるための増額をするものであります。

財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第3号 令和5年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ9,249万7,000円増額し、補正後の予算総額を29億1,423万8,000円とするものであります。

歳出の内容は、保険給付費、地域支援事業費及び前年度の保険給付費、地域支援事業費の実績に基づく国・県支出金等の精査に伴う、償還金等の増額でございます。

なお、諸支出金の財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。また、保険給付費及び地域支援事業費の財源につきましては、国・県支出金及び一般会計繰入金等をもって措置いたしました。

また、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業につきましては、翌年度の事業実施に必要な債務負担行為を追加するものであります。

次に、議案第4号 令和5年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、資本的支出を3,502万2,000円増額し、補正後の予算総額を4億8,408万9,000円とするものであります。

主な内容は、栃木県発注の橋梁工事に伴う落合橋配水管布設工事であります。

最後に、議案第5号 令和5年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、下水道事業会計予算の収益的収入を2,433万8,000円減額し、補正後の予算総額を3億7,861万1,000円とするものであります。

内容は、令和3年度繰越金の予算未計上により、令和4年度において過大に計上した一般会計繰入金を返還するための繰入金の減額であります。

また、収益的支出を179万1,000円増額し、補正後の予算総額を3億6,760万5,000円とするものであります。

内容は、水処理センターの消火器取替えと、栃木県発注の野上地内及び旭交差点内の道路拡幅工事に伴うマンホールかさ上げ修繕であります。

また、資本的支出を124万7,000円増額し、補正後の予算総額を2億4,757万円とするものであります。

主な内容は、栃木県発注の旭交差点内道路拡幅工事に伴う汚水ますの移設であります。

以上、議案第1号から議案第5号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開を11時05分といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 一般会計から質問いたしますが、23ページ、子育て世代包括支援センター事業総務費、19万6,000円ということでございますが、これはどのような費用なのか。

子育て世代包括支援センターというのは、こども館のことを言うんですかね。ちょっとそこを確認したいなと思いました。

その下の農業振興費、120万円とありますが、これは15ページの企業版ふるさと応援寄附金120万円と金額が同一なので、これのことかなと思うんですが、どこから寄附がされた

のか、農業振興費はどこにどのように使うのか、説明をお願いいたします。

その下のほうで、道路維持費のふれあいの道づくり事業費400万円の事業内容について、説明をお願いいたします。

次に、25ページ、防災集団移転促進事業費でございますが、先ほどの説明によりますと、移転先となる旧境小学校の旧校舎の解体工事の設計費用だということでございますが、この解体工事はいつ頃、着工して、いつ頃、終了を予定する考えなのか、説明をお願いいたします。

次に、議案第4号の水道事業の関係でございますが、補正第1号ですが、新落合橋の建設工事に伴う配水管をかけ替えるという工事なのかなと思われるんですけども、これについては、やはりいつ着工して、いつ頃までに完了を予定しているのか、説明をお願いいたします。

取りあえず以上でございます。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） それでは、平塚議員の質問にお答えいたします。

まず、子育て世代包括支援センター業務でございますが、これは、こども館の業務というわけではなくて、相談支援員、専門員をこども課内に配置いたしまして、妊婦届出時の相談や妊娠後期の連絡、出産後の育児相談、保育相談など、幅広い分野で相談事業を展開する事業でございます。

今回の補正予算の19万6,000円でございますが、これは、これから出産を迎える家庭向けに実施しております両親学級というところで使用します沐浴人形、赤ちゃんの形をした人形なんですけど、それが経年劣化のため破損いたしまして、そのため、新たに購入する費用ということでございます。

また、そのほか市内の小学6年生、中学3年生を対象とした思春期ふれあい教室などでもその沐浴人形は使用しているところでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうからは、23ページ、農業振興費の120万円について御説明申し上げます。

こちらにつきましては、産官学による里地・里山プロジェクト事業ということで、平塚議員にも御参加いただきました里山大木須を愛する会が事業を行っています雑草問題、蜜蜂事業であるとか公民館再生事業に対する、企業版ふるさと納税ということでございます。

今回、寄附を頂いたのは、2社でございます。今回、寄附のありました2社につきましては、事前に寄附金申請書におきまして、企業名、所在地、寄附金額の公表の希望はしない旨の確認がありましたので、公表につきましては、控えさせていただきます。9月補正前までには5社

から750万円頂いておりますので、今回の120万円を含めて、寄附累計額870万円ということになってございまして、先ほど申し上げましたように、一般社団法人里山大木須を愛する会の事業に使用しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 平塚議員から御質問のありました23ページ、ふれあいの道づくり事業400万円の計上でございますが、この事業につきましては、地元の方と市が協力して、生活道路等の整備をするという事業でございまして、現在7か所、施工中でございまして、今回の補正によりまして事業完了ができるものがあるということで、補正対応ということで計上させていただきまして、7か所につきましては、大桶の上、それから三箇の上、向田西二、それから野上の上、それから芦生沢、それから森田の宿、それから大桶の下ということで7か所になっておりまして、令和5年度になりましてからも問合せ等をいただいておりますので、これから事業計画を立て、実施するというところもあると思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、25ページの防災集団移転事業の旧境小学校の解体の時期でございますが、今回補正で計上させていただきましたのは、解体費用を出すための設計業務ということで、金額が分かっていないと、事業が国のほうの認可をもらいましてすぐに解体事業に入れませんので、金額をつかむということで今回、計上させていただいております。解体の時期につきましては、現在、個別相談会等を実施しております。事業が固まりましたらば、進めていきたいと思っております。

時期につきましては、未定でございますので、よろしく願います。

○議長（渋井由放） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） ただいまの平塚議員からの御質問にお答えいたします。

議案第4号、那須烏山市水道事業会計の補正予算についてでございます。御質問いただきました落合橋についてでございますが、栃木県発注の橋の撤去工事に係る配水管布設工事となっております。

工期につきましては、令和5年4月28日から令和5年10月2日の契約工期で、栃木県と調整しながら進めているものでございます。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 大体了解いたしました。

それで、25ページに道路整備費というのがありますが、この内容を伺いたいと思います。



それで、直接は関係ないんですけども、これは県道の改修の関係なんですけれども、烏山駅前前の県道改修なんですけど、電柱地中化というような説明会がこの間あったそうなんですけども、それで、簡単に言うと、現在の道路幅の中で北側の歩道が1.5倍ぐらいに広がると。それで街灯は民地のほうに移動してくれと。そして電柱地中化ですが、表に出るボックスがありますよね。管理のための。それはこことこことここに造るんだという説明がされたんですけど、地元としては、そんなの要望していないのに工事を持ってこられて、非常に迷惑だと。道路敷が狭くなって、駐車もできなくなっちゃうということで、あそこを歩いて、どのうちに聞いてもみんな反対だというんですよ。

それを、この間、そういうことなんですけどと言ったら、都市建設課へ行ったら、まだ決まっている話じゃないと。それで街灯についても、現在の歩道の部分に設置することを地元で要望するのであれば、それについては土木等のほうにその道路の敷地の使用許可願、そうなりとお金も発生するので、今までとは違うのかなと思われるんですが、そういうことをすれば、歩道のところに街灯を設置することができる。そして、駅前の市の照明灯はなくすと、こういうような話なんですよ。

それをまた地元の人に言ったところ、とにかくお店の前に管理のためのボックスなんて置かれてしまうと、お客さんに迷惑だし、とにかくこの辺の人はみんな反対しているんだよということで、私も困っちゃったんだけど、それを、土木の仕事ではありますが、市の都市建設課のほうも一緒になってやっているという話で、まだ決まったわけじゃないんだとこの間、都市建設課の職員からは聞いたんですけども、実際には、地元の説明会では、これはもう決まっていることなので動かさないんですと、こういうような説明だったというので、かなりギャップがあるんですね。

だから都市建設課のほうは、これから話し合っ決めていくんだという話を私は受けましたが、地元はそういうふうには受け止めていなくて、とにかく強行で、このままでは納得できないといって大変お叱りを受けたんですが、これはどういうふうに取り扱ったらよろしいでしょうか。問題提起みたいな話になりましたけれども、この補正予算には関係あるか、ないか、これは非常に問題がありますが、非常にまちづくりとしては道路整備の問題でございますので、困っちゃったなということなんですけど、お答えできる範囲でお願いいたします。

○議長（渋井由放） 平塚議員、後でこの話はするということでよろしいでしょうかね。

○16番（平塚英教） 分かりました。いいです。問題提起だけしましたので。

○議長（渋井由放） はい。一応、しっかり受け止めていただいて、市長とか都市建設課長、執行部のほうでもよく話をさせていただければと。

ほかにありませんか。平塚議員、ほかにありませんか。いいですか。はい。

続きまして、3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 2点質問させてください。

25ページのほうの防災無線管理費について教えてください。あと防災無線整備費の内容について教えていただきたいのと、あと30ページのほうの給与費明細書ですね。こちら、比較のほうで、その他特別職13人減、金額のほうが10万2,000円減となっているんですけど、この内訳を教えてください。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、25ページの防災無線管理費の30万6,000円でございますが、これは現在の防災行政無線屋外子局のバッテリーがもう耐用年数、過ぎておりまして、もう交換しなくちゃいけないということで、4基ほど交換する費用でございます。

それと、防災無線整備費の160万円でございますが、市長の提案理由にもあったとおり、土地所有者との協議が整わなかった結果、撤去に向けて今、進めているというものでございます。その代わり代替の移設等も検討したんですが、近い将来、デジタル化に向けた防災行政無線の設置も今後、検討していくことから、それによって場所も変わることも予想されますので、早急に新たに建てると、また移動替えということも生じますので、その間は代替策として、地元の方には戸別受信機の配布や「広報お知らせ版」の周知徹底、消防活動による災害時の広報の回数を増やすとか、そういった対応で当分、対応していきたいと考えてございます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 今、荒井議員のほうから、30ページの給与明細の御質問ですが、ちょっと詳細、調べてお答えさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 25ページの防災無線整備費のほうなんですけど、その撤去されたというのはどこなのかということと、あと最近、新しいデジタル化に向けて何か試験的なことをやっていたりするんですけども、そういったものの費用というのはどこから出ているのか。前のから出ているということですね。どこの撤去かをまず教えてください。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 上川井地区の防災行政無線の撤去になります。

以上です。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

○3番（荒井浩二） はい。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 具体的な内容というよりも、この補正額を、財源としてどこから持ってくるかというものは、一般財源からというのが多いんですけども、この辺、国・県の支出、あと地方債その他、一般財源というのを、きちんと対応していると思いますが、その辺の説明を、22ページの8番の土木費のところでもって説明してほしいんです。

なぜこの土木費の中で教えてもらいたいかというと、補正する額、例えば土木管理費、土木総務費、補正額がゼロなのに、財源のほう שה其他が足りなくて一般財源から持ってくるのか、この辺の話も含めて、このルールって、もともと予算が国・県の率から出ているもの、地方債から引き当てようとしているもの、そういうのをみんな分けて、きちんと引き当てているかどうかというのも含めて、ちょっと疑問を感じたので、その辺、説明をお願いします。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 財源の件でございます。

補正予算の最初に、地方債の補正というところを記載させていただいているのが、6ページ、7ページにまずなります。国・県の補助はまず別として、地方債の考え方、補正がある場合はこういうふうな形を変更を行います。

まず、大きなところで、市道整備事業、当初は3億2,080万円というところがございですが、今回の補正で4億1,170万円と起債を増やしております。こういったところを、道路であったりトンネル工事であったり、いろんな部分の本数ごとに分けております。そういったところの増減が生じている場合、市道整備、この中に何本とございます。

その下の辺地対策も、これは2本しかございませんけども、これについても、当初8,000万円のところを減額という形になります。

道路整備事業の中にも、辺地事業、それから社会資本整備事業等、いろいろな本もありますけども、詳細が必要であれば、都市建設課長、後で御説明していただこうとは思いますが、まず地方債で行うと。

地方債も、1次協議、2次協議とありますので、最終的には12月に決まっております。お金を借りるところですね。そういった部分、それと国の県の交付決定もございますから、そういった交付決定の増減も補正で調整させていただきながら、残りを一般財源という形で行っております。

一般財源については、一般的には前年度の繰越金を今回は充てさせていただきましたが、今回は若干、2,500万円程度の昨年度の繰越しを充てておりますけれども、そういった財源がなくなれば当然、交付税の当初予算よりも増えた分であったりとか、いろんな財源をそこで充ててまいります。

そういった仕組みで、財政のほうは補正財源として充てておりますので、御理解いただけれ

ばと。

詳細、もし細かくお知りになるようであれば、後で御説明させていただきます。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） この金額そのものがどうのというよりも、今のような考えでやっていると、要は国・県のものも全体的に減れば、これをみんなに割り振って、減っていくと。地方債も同じような考えで、余計に入ってきたら、これは補正額に行かないから、別のところに使えますよという計算なので、この金額は何なんだといっても、今、課長が言うように、一々担当のそこへ行って聞いてくださいということということでいいわけね。はい。

何か一般財源だけを減らしているんじゃないかなという、そういう何か気持ち悪い感じがしたので、質問しました。

すみません。了解です。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 2回目の質問で、25ページの道路整備費の5,039万7,000円について質問したんですが、この事業の内容がちょっと説明いただけなかったので、お願いいたします。

あわせて、この辺地債道路整備事業費が1,140万円減額になっていますが、これはいかなる理由なのでしょうかね。

それと、戻りますが、15ページの生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、これは歳入ですが、125万2,000円とありますが、歳出のほうではこれがどこにあるのか、どういう内容なのか。

その3点について、もう一度質問いたします。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 25ページの道路整備費の5,039万7,000円、こちらにつきましては、節間のやりくりがあったほかは、荒川の災害助成事業ということで、落合橋の架け替え工事をやっております。そちらの県への負担金、これが5,500万円ということで計上しております。こちらの部分が大きく今回の補正となっております。

それから、辺地債事業、減になった理由としましては、県の配分が変更になりまして、この金額になったということで、田野倉曲畑線と下川井柏崎線と2路線やっておりますが、こちらにつきましては、この金額によって若干、工事のほうで延長を短くして施工するというように考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） ただいま御質問の、15ページの生活困窮者就労準備支援事業費等補助金でございますが、こちらの歳出につきましては、21ページの下の方に、生活保護総務費がございます。こちらへの充当になってございます。

内容としましては、生活保護のシステム基準改定に伴います費用になっていまして、国庫補助2分の1になっております。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） それでは、議案第1号の一般会計補正の中から5点ほど、お伺いしたいと思います。

まず、6ページを開いていただきたいと思います。ここに債務負担行為の追加が4か所ありますね。この事業内容についてと、併せまして、これは単独事業なのか、それとも補助金がつく事業なのかも併せて、これについて1点お伺いします。

次に、15ページの歳入の関係なんですが、ここに特別会計からの繰入れがあります。これは下水道のほうは、これは分かりました。あともう一つの、介護保険間の繰入れについてなんです。この介護保険は、これからこの後、提案になります令和4年度の決算、これを見ますと、令和4年度には、一般会計から4億5,300万円ほど介護保険に繰り入れてあります。そういう繰入金の収入があった中で、繰越金が9,300万円ほど発生していますね。この繰越金9,300万円のうち、今回これは一般会計のほうから繰り入れ過ぎた、もらい過ぎたということで、1,635万1,000円をまた戻すんじゃないかと思いますが、この戻す1,635万1,000円の算出根拠について、お伺いしたいと思います。

3点目は、23ページです。このまず中段の、農林関係の農地費の中に、ここに芳賀台土地改良区推進事業として、負担金14万9,000円が載っております。そこで、芳賀台用水、今年の4月でしたか、送水管が破裂して、しばらくストップしていましたが、あれは多額の費用がかかったと思いますが、あの復旧事業に対しての本市の負担金というのはあるのか、これがその一部なのかどうかについて、お伺いしたいと思います。

次に、同じ23ページの土木費です。道路維持管理費の関係なんですが、今回は道路維持管理費と道路保全費、それぞれ合わせて7,000万円ほど補正していますね。これは当初予算を含めると、およそこれで2億8,000万円になるわけですよ。それで私がお伺いしたいのは、道路維持の関係については今、路面上にまで伸び切っているような樹木の枝、これを伐採するための費用というのはあるのか、また、これをどう考えているのかですね。これは今年

あたり見ると、県道もそうですが、市道についても至るところで枝が伸び切っていますが、これはやっぱり早急に伐採しないと、来年、もっと、もっと太くなります。このことを課長はどう考えているんですか。お伺いしたいと思います。

次に、25ページの消防費です。今回の予算そのものについては特別、私、質問するわけではないんですが、消防操法大会の費用として、当初予算で359万6,000円を計上してありますね。それで、例年、この大会出場が決定するというと、9月の補正でもって何らかの費用をここに見て、出動分団員に交付しているわけなんですけど、今回は、当初予算に取った359万6,000円の範囲内で交付できるのか。

それと今年、出場する分団員の交付金の額、それは例年どおりの額なのかについてもお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） まず、6ページ、7ページに記載のあります債務負担行為の補正について、担当それぞれ各課のほうから報告させていただきますが、総合政策課では、一番上のふるさと応援寄附金業務委託について、債務負担行為を計上させていただきました。

現在も業務委託に基づいて、ふるさと納税は執行しております。来年度、6年度から8年度、3か年を事業実施期間としまして、プロポーザルで業者を選定したく準備を進めていきたいということで、それに伴う準備期間が必要でございますので、今回の9月補正に債務負担、上げさせていただきました。

なお、金額については、寄附額に応じて何%というふうな部分がありますので、金額の表示はございません。

以上です。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 6ページの烏山地区サイレン吹鳴システム改修事業の債務負担行為でございますが、まず烏山地区のサイレン吹鳴システムは、FOMA回線を利用しております。このFOMA回線は、令和8年3月をもって停波予定ということになっております。このことから、LTEモジュールへの切替え、また、遠隔制御装置も変更しなければならない必要が生じてまいります。

ただ、半導体の不足から、必要な機器の納期が1年以上かかると言われておまして、いつ停波になるか分からない状況なことから、今年度から改修に向けての発注準備が必要となっております。したがって、今年度、債務負担行為をしまして、発注に向けた準備をしつつ、令和6年度に改修したいというものでございます。これは単独事業となっております。

また、先ほど消防操法大会の件について御質問ありましたが、当初予算に既に組んである経費の中から支出になっております。例年どおり、県大会に出ると、ここ近年は80万円の交付をさせていただきますので、その80万円の交付につきましては、9月1日の激励会におきまして、目録として、県大会出場分団にお渡ししているところでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） それでは、債務負担行為、学校教育課関係、2点ございますので、説明をさせていただきます。

まず、学校教育ネットワークサーバ賃貸借についてですが、内容、3つあります。

1点目が、教育委員会と各学校をネットワークでつないでおります学校教育ネットワークセンターサーバの借上料です。

2点目です。各学校の先生方の業務を行う上でのソフトのための校務支援システムサーバがあります。

それと最後、3点目ですが、各学校の図書室の本の管理のための図書サーバというものがございまして。

以上3点、3つの事業で合わせてそちらの数字となっております。全て単独事業でございます。

それと、学校教育ネットワークシステム保守業務委託ですけれども、こちらは教育委員会と各学校をネットワークでつないでおります、先ほどのセンターサーバの保守業務委託です。こちらにつきましても、5年間の契約ということで、債務負担行為ということになります。単独事業です。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 私のほうからは、介護保険特別会計からの繰入金につきましてお答えいたします。

まず、予算の構成について御説明いたします。

介護保険事業の費用は、国・県・市の公費と、あと保険料で成り立っております。それぞれの負担割合につきましては、介護保険法により、各事業ごとに定められており、公費の国・県負担分は、国庫、県支出金、市負担分は、一般会計からの介護保険特別会計への繰入金となります。

保険料は、65歳以上の方に御負担いただいている分と、40歳から64歳までの方に御負担いただいている部分があります。この40歳から64歳の方に御負担いただいている分につ

きましては、支払基金交付金として交付されております。

国・県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金は、出納閉鎖後に、支払い実績に基づき、それぞれ各事業の負担割合で精算をし、翌年度に返還または追加交付となります。この精算により、介護保険特別会計から一般会計への返還金を介護保険特別会計繰入金として増額計上いたしました。

なお、返還金の財源は、歳入総額から歳出総額を差し引いた残額のうち、基金への繰入れ分を除いた繰越金をもって行います。

以上になります。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうからは、23ページ、芳賀台土地改良区の推進事業費14万9,000円についてお答えします。

こちらの14万9,000円につきましては、芳賀台土地改良区が管理します森田の頭首工、用排水機場等を適正に管理するための基幹水利管理事業における電気代の高騰分の負担金の増額というところでございます。

御質問にありました、4月に芳賀台の送水管破裂による復旧事業に関わる市の負担金はないのかという御質問でございますけれども、こちらについては、国の災害直轄事業ということで、実際には負担金を求められる金額にはなっておりますけれども、芳賀台土地改良区の役員会においては、那須烏山市においては今回、その負担金を求めないということになってございますので、今回の補正は、あくまでも電気代高騰分ということで、破損分の災害復旧工事の負担金はなしというところでございます。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 中山議員から御質問のありました、道路上に伸びた樹木の伐採の件でございます。

今日の損害賠償の報告にもございましたように、やはりかなり道路脇の樹木が伸びております。まずその樹木が市道敷なのか、民地なのか、まずこの確認をしないといけないものですから、まずこの確認をした後に、市道であれば、市のほうで伐採をするということで実施をするわけですが、高所でございますので、作業員の手ではなかなか難しいということで、業者をお願いをするということになっておりまして、計画的なものはなかなか立てられない現状でございます。市民からの通報、自治会からの通報等によりまして現地を調査した後に、市のほうで対応するということになっております。議員の皆様方も、通行の際、そういう場合がありますらば、御一報いただければと思っております。



また、郵便局との包括協定というのも結んでおりますので、再度、郵便局の配達員の方にも、そういったケースがあれば、道路の穴、木の伸びている状況等を申しつけいただきまして、対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 大体了解をいたしました。

最後の佐藤課長の答弁の関係なんですが、今、道路上に伸び切った枝というのは至るところにあると思うんですよ。それで、これをそのまま放置しておくわけにはいかないと思うんです。これは全く抜本的な伐採計画が必要だと思うんですが、このことは全く考えてないんでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 考えていないわけではございませんが、やはり優先順位、通行量の多いところを優先的にやっていかなければならない、また通学路、そういうものについては早めに対応していかないとならないということで考えておりまして、計画を立てながら進めていければという考えでおります。

そういうことで、よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 中山議員、よろしいですか。

○14番（中山五男） はい。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 先ほど荒井議員にお答えできなかった部分、お答えさせていただきます。

これは、給与明細の30ページの10万2,000円の減と、戻りまして、19ページの一番下に、住宅・土地統計調査費10万2,000円減とございます。これは同じでございます。現在、住宅・土地統計調査の方々をお願いをしておりますが、この方々の身分が非常勤特別職ということで、それらを精査した人数が10万2,000円減ということになりましたので、載せさせていただいております。

10月1日付で現在スタートしておりますので、83地区に分けて、35名の調査員が市内を回りますので、その際にはよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第1号 令和5年度那須烏山市一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第2号 令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第3号 令和5年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第4号 令和5年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第5号 令和5年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第15 議案第9号及び日程第16 議案第10号の財産の取得についての2議案については、関連がございますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

---

◎日程第15 議案第9号 財産の取得について

◎日程第16 議案第10号 財産の取得について

○議長（渋井由放） よって、議案第9号及び議案第10号の2議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第9号から議案第10号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第9号についてでございます。

本案は、那須烏山市消防団第3分団第4部小木須の消防ポンプ自動車を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び那須烏山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第3分団第4部につきましては、平成10年10月に取得し、24年が経過しており、今般、消防ポンプ自動車を取得し更新するものであります。

次に、議案第10号についてであります。

本案は、那須烏山市消防団第8分団第4部八ヶ代の消防ポンプ自動車を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び那須烏山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第8分団第4部につきましては、平成12年10月に取得し、22年が経過しており、今般、消防ポンプ自動車を取得し、更新するものであります。

以上、議案第9号から議案第10号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第15 議案第9号 財産の取得について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第10号 財産の取得について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第17 議案第11号 令和4年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（渋井由放） 日程第17 議案第11号 令和4年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第11号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和4年度水道事業会計の未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容は、令和4年度に補填財源として使用した建設改良積立金取崩額の1億477万3,336円を資本金に組み入れ、当年度純利益の1億3,303万356円を減債積立金に積み立てるものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 今回の利益剰余金2億3,000万円ほどが出たものを、これは2つに分けて積み立てるということなんですね。それで、1つは資本金の組入れと、それと減債積立金の積み立てを行うんですが、それぞれ今回、組み入れたり積み立てた後の増額というのは幾らになるのか、お伺いしたいと思います。この資本金のほうは、今回組み入れて、私、計算してみたんですが、28億6,490万3,921円、これでいいんでしょうかね。合わせて。

それと、減債積立金、これはちょっと私、分からないんですよ。これについてお伺いします。

○議長（渋井由放） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） ただいまの中山議員の御質問にお答えいたします。

減債積立金につきましては、企業債償還の財源に充てるためのものでございまして、その都度、償還により支出していることから、総額につきましては、今回積み立てました1億3,303万356円となります。

以上でございます。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

○14番（中山五男） はい。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第17 議案第11号 令和4年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。再開を13時00分といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第18 認定第1号から日程第26 認定第9号までの令和4年度那須烏山市一般会計決算の認定について、令和4年度国民健康保険特別会計決算の認定について、令和4年度熊田診療所特別会計決算の認定について、令和4年度後期高齢者医療特別会計決算の認定について、令和4年度介護保険特別会計決算の認定について、令和4年度農業集落排水事業特別会計決算の認定について、令和4年度下水道事業特別会計決算の認定について、令和4年度水道事業会計決算の認定について、令和4年度境財産区特別会計決算の認定については、いずれも令和4年度決算の認定に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

---

◎日程第18 認定第1号 令和4年度那須烏山市一般会計決算の認定について

- ◎日程第19 認定第2号 令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について
- ◎日程第20 認定第3号 令和4年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について
- ◎日程第21 認定第4号 令和4年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- ◎日程第22 認定第5号 令和4年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について
- ◎日程第23 認定第6号 令和4年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- ◎日程第24 認定第7号 令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について
- ◎日程第25 認定第8号 令和4年度那須烏山市水道事業会計決算の認定について
- ◎日程第26 認定第9号 令和4年度那須烏山市境財産区特別会計決算の認定について

○議長（洪井由放） よって、認定第1号から認定第9号までの決算の認定については、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 認定第1号から認定第9号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第1号 令和4年度那須烏山市一般会計決算の認定についてでございます。

令和4年度は、第2次総合計画の最終年度とし、目指すべき将来像に向け、限られた財源の計画的な活用に努めることを基本とし、予算の執行に当たってまいりました。

一般会計当初予算111億6,000万円の予算編成を行い、第2次総合計画の基本目標に沿った子育て、教育、にぎわいの創出など、市民の生活優先を基本とした各種事業を展開してまいりました。

歳入では、財源の柱である市税収入が、固定資産税の償却資産の新規課税及び滞納処分に伴う徴収額の増加などが要因となり、前年度を上回る結果となりましたが、普通交付税について

は、前年度を下回る結果となりました。

今後も、財政確保のため、税の収納対策や新たな財源の発掘・活用に努めてまいります。

歳出では、なすから赤ちゃん応援事業、新型コロナウイルスワクチン追加接種体制確保事業、住民税非課税世帯及び子育て世帯への臨時特別給付金事業、社会資本整備総合交付金及び合併特例債を活用した道路整備事業、大桶運動公園施設整備事業、防災集団移転促進事業、国体開催運営事業等に取り組むとともに、地方創生臨時交付金を活用し、市内中小企業者への支援事業、保育園副食費、学校給食費への助成事業、農業者への支援事業、電子図書の整備事業、物価高騰に伴う生活者支援として水道基本料金の減免事業などに取り組んでまいりました。

今後も、市民が主役のまち那須烏山市の実現に向けて、一層の行財政改革・財政運営の健全化に努めながら、無駄のない確実性のある事業の推進を図ってまいります。

さて、令和4年度一般会計の決算状況を申し上げます。

歳入総額は132億8,620万2,779円で、前年度比3億3,306万6,291円、2.4%の減であります。歳出総額は123億6,688万9,774円で、前年度比6億9,695万9,959円、5.3%の減であります。歳入歳出差引額は9億1,931万3,005円であります。翌年度へ繰り越すべき財源は7,723万円、実質収支額は8億4,208万3,005円で、歳計剰余金の処分数額は、財政調整基金への積立額4億5,000万円であります。

令和4年度の純繰越金は3億9,208万3,005円で、予算額に対する執行率は、歳入が101.8%、歳出が94.7%でありました。

それでは、歳入歳出の主な内容を御説明いたします。

まず、歳入であります。

市税は35億3,940万5,000円、対前年度比3億2,511万1,000円、10.1%の増額となりました。主に固定資産税の償却資産の新規課税及び滞納処分に伴う徴収額の増加などが要因であります。

地方譲与税及び各交付金は、おおむね前年度同水準となりました。

普通交付税は、対前年度比2億8,453万円、6.7%の減額となりました。

特別交付税は、対前年度比2,205万2,000円、4.0%の増額となりました。

地方交付税総額は、45億6,172万9,000円、対前年度比2億6,247万8,000円、5.4%の減額となりました。

国庫支出金は、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金、農地農業用施設災害復旧事業費補助金等の減により、対前年度比3億5,998万1,000円、15.0%の減額となりました。



県支出金は、国民体育大会運営交付金等の増額により、対前年度比1,794万8,000円、2.2%の増額となりました。

市債は、過疎対策事業債の活用により、地域医療確保事業債や市道整備事業債等が増となったものの、臨時財政対策債の減により、対前年度比5,510万円、9.8%の減額となりました。

次に、歳出であります。

1款議会費は、おおむね同水準であります。対前年度比105万1,000円、0.8%の増額となりました。

2款総務費は、財政調整基金積立金や市有施設整備基金積立金の減などにより、対前年度比4億3,084万3,000円、21.0%の減額となりました。

3款民生費は、保健福祉センター施設整備費、子育て世帯臨時特別給付金事業費の減などにより、対前年度比5億2,519万5,000円、11.8%の減額となりました。

民生費は、一般会計全体の31.6%を占め、総額39億792万9,000円となっております。

4款衛生費は、電気料金・物価高騰対策として実施した水道基本料金の減免に伴う繰出金の増などにより、対前年度比1億1,796万5,000円、8.6%の増額となりました。

6款農林水産業費は、農業者支援交付金の増などにより、対前年度比2,774万2,000円、6.5%の増額となりました。

7款商工費は、プレミアム商品券発行事業など、新型コロナウイルス対策商工業支援事業費が増となったものの、太陽光発電事業費に係る企業誘致奨励金の減により、対前年度比2,505万3,000円、4.5%の減額となりました。

8款土木費は、主として合併特例債を活用した道路整備6路線、辺地対策事業債を活用した道路整備2路線に取り組んでまいりました。そのほか、道路維持管理費、橋りょう等維持管理費、防災集団移転促進事業費等の増などにより、対前年度比6,631万6,000円、7.3%の増額となりました。

9款消防費は、消防団活動費が増となったものの、消防水利施設整備費、ハザードマップ更新等の災害対策費の減などにより、対前年度比3,467万6,000円、5.5%の減額となりました。

10款教育費は、南那須武道館解体工事費が減となったものの、国体開催運営事業費や、学校給食費保護者負担軽減交付金の増などにより、対前年度比1億919万5,000円、9.6%の増額となりました。

11款災害復旧費は、令和元年東日本台風災害による農地農業用施設災害復旧費の減により、

対前年度比3,490万円、55.6%の減額となりました。

12款公債費は、災害復旧事業に伴う市債の償還が始まったことから、対前年度比3,122万9,000円、2.3%の増額となりました。

なお、令和5年3月31日現在の市公有財産である土地・建物・山林・出資による権利、物品の状況、基金残高の状況等は、決算書に附属資料として添付いたしました財産に関する調書のとおりであります。

次に、認定第2号 令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定についてでございます。

国民健康保険事業の財政運営主体が市から栃木県に移行して5年目の決算となっております。

さて、国民健康保険特別会計には、事業勘定と診療施設勘定の2つの勘定がございます。

まず、事業勘定から御説明を申し上げます。

令和4年度末の国民健康保険加入世帯数は、4,025世帯、対前年度比139世帯減、被保険者数は6,398人、対前年度比371人減でありました。

令和4年度の事業勘定の決算額は、歳入決算額が34億8,917万7,903円、歳出決算額が33億9,681万7,401円であります。歳入歳出差引残額は9,236万502円あります。このうち、財政調整基金に5,000万円を積立てしました。

歳入の主なものは、国保税のほか、県支出金及び繰入金等であり、歳出の主なものは、保険給付費が全体の約73.2%を占め、続いて国民健康保険事業費納付金となっております。

国保財政の健全化のためには、医療費の適正化が最重要課題であり、今後も市民の健康増進を目指して努めてまいります。

次に、診療施設勘定でございます。

歳入決算額は5,505万4,632円、歳出決算額は4,713万6,839円であり、歳入歳出差引残額は、791万7,793円となりました。このうち、国保診療助運営基金に400万円を積み立てました。前年度と比較して、歳入は1.0%の増、歳出は6.8%の減となっております。

令和4年度は、コロナ禍における受診者の医療機関の受診控えも解消し、患者数は6.8%、診療収入は3.7%の増となりました。しかしながら、前年度に引き続き、運営基金を繰入れた運営となっております。

診療所の果たす役割は大きく、地域住民の医療の確保と健康増進のために、今後も各位の御理解と御協力をいただきながら、適正な運営を努めてまいる所存でございます。

なお、この国民健康保険特別会計決算につきましては、先般の那須烏山市国民健康保険運営協議会に諮問し、原案のとおり承認を得ております。

次に、認定第3号 令和4年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定についてでございます。

熊田診療所は、僻地診療所として、地域医療の充実を第一に考えた運営に努めており、特に高齢者の利用が多く、高齢者の身近な医療機関として地域に密着している状況でございます。

令和4年度の決算額は、歳入決算額が5,284万9,079円、歳出決算額が4,676万3,837円であります。歳入歳出差引残額は608万5,242円であり、このうち熊田診療所運営基金に400万円を積立てしました。前年度と比較しまして、患者数は6.9%の減、診療収入は0.2%の増となっており、不足する財源は、基金繰入及び一般会計繰入によって運営しました。

今後とも、地域の身近な医療機関として、健全運営に努めてまいり所存でございます。

次に、認定第4号 令和4年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてでございます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度から施行され、被保険者の理解も深まり、広く定着してきたところであります。

令和4年度の決算額は、歳入決算額が3億7,632万8,643円、歳出決算額が3億7,274万903円であります。歳入歳出差引残額は358万7,740円であります。

歳入の主なものは、保険料及び一般会計繰入金であり、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金であります。前年度と比較して、歳入は4.5%、歳出は4.6%の増となっております。

今後とも、栃木県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の着実な運営と事務の効率化を推進し、医療の適正化と高齢者の健康増進に努めてまいります。

次に、認定第5号 令和4年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定についてでございます。

介護保険は、第8期介護保険事業計画の2年目として、介護サービス及び介護予防サービスの給付、地域支援事業の充実に取り組んでまいりました。

令和5年3月末現在の要介護及び要支援認定者数は1,626名であり、そのうち87.4%の1,421名がサービスを利用しており、在宅サービスの利用者が80%で、施設サービス利用者は20%という状況でございます。

令和4年度の決算額は、歳入決算額が30億234万5,877円、歳出決算額が28億1,428万7,545円、歳入歳出差引残額は1億8,805万8,332円でございます。このうち9,500万円を介護保険財政調整基金に積み立てております。また、予算額に対する執行率は、歳入が103.1%、歳出が96.7%でございます。

歳入の主なものは、保険料、介護給付費の国・県負担金、支払基金交付金、繰入金であります。そのうち介護保険料の収入済額は5億9,680万7,819円、収入未済額は300万795円で、収納率は99.1%であります。

国庫支出金・県支出金は、介護給付費及び地域支援事業費に係る負担金・交付金として交付されたものであります。

支払基金交付金は、第2号被保険者の納付保険料が、介護給付費交付金及び地域支援事業の介護予防事業交付金として交付されたものであります。

繰入金は、介護給付費等の市負担分及び職員給与費等を一般会計から繰入れしたものであります。

歳出の主なものは、総務費が、職員人件費、電算処理業務委託料、介護認定時の主治医意見書作成委託料、認定審査会運営に伴う諸費用、認定調査に伴う諸費用であります。

保険給付費は、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、低所得者を対象とした特定入所者介護サービス等費などの費用であります。

地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費等として支出しております。

諸支出金は、前年度実績による国・県等負担金償還金及び第1号被保険者の死亡及び転出に伴う介護保険料の還付金であります。

本市は依然、高齢者世帯や独居高齢者数が県内でも上位にあるため、介護予防・日常生活支援総合事業により、高齢者の生活を支える多様なサービス体制の整備に取り組んでおります。

現在、烏山地区に1か所、南那須地区に1か所、地域包括支援センターを設置し、多様な相談や問題ケースに対応できるよう、体制強化を図りました。

フレイル予防を目的とした一般介護予防事業では、市内各地域に設置されたふれあいの里を中心に、住み慣れた地域で地域の高齢者を支援する体制づくりを進めており、令和5年3月末現在で16か所設置いたしております。

今後も、高齢化問題、地域共生社会の実現に対応するため、地域包括ケアシステムの深化に向けて推進してまいりたいと思います。

次に、認定第6号 令和4年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定についてでございます。

農業集落排水事業は、農村地域の生活環境の改善と快適な水環境の保全のため、興野地区において平成12年1月に供用を開始し、以来、施設の適正な維持管理と水洗化率の向上に努めてまいりました。

令和4年度末現在の水洗化率は86.2%であります。

令和4年度の決算額は、歳入決算額が6,387万538円、歳出決算額が5,744万4,601円、歳入歳出差引残額は642万5,937円であります。

歳入の主なものは、農業集落排水使用料、一般会計繰入金、市債等であり、歳出の主なものは、建設事業に係る地方債の元利償還金、水処理センター施設の維持管理費等であります。

なお、農業集落排水事業につきましては、令和5年4月1日に公営企業会計へ移行し、現在は、資産を含む事業の全てを下水道事業会計へ引き継いでおります。

次に、認定第7号 令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定についてでございます。

下水道事業は、生活環境の改善、公衆衛生の向上及び公共水域の水質保全を目的に、南那須地区は、特定環境保全公共下水道が平成10年3月に、烏山地区では公共下水道が平成15年3月に供用を開始しました。

烏山中央処理区、南那須処理区を合わせました現在の計画面積は249.6ヘクタールであり、令和4年度末で185.2ヘクタールの整備が終了し、整備率は74.2%であります。

令和4年度は、下水道管渠や施設の適正な維持管理、水洗化の促進事業等に努めてまいりました。

令和4年度の決算額は、歳入決算額が3億6,067万3,179円、歳出決算額が2億9,080万1,988円、歳入歳出差引残額が6,987万1,191円であります。

歳入の主なものは、下水道使用料、受益者負担金、国庫補助金、一般会計繰入金、市債等であります。

歳出の主なものは、水処理センターの維持管理費、建設事業に係る地方債の元利償還金、烏山水処理センター施設修繕工事であります。

下水道事業につきましては、引き続き施設の適切な維持管理と水洗化の促進に努めてまいります。

なお、下水道事業につきましては、令和5年4月1日に公営企業会計へ移行し、現在は、資産を含む事業の全てを下水道事業会計へ引き継いでおります。

次に、令和4年度那須烏山市水道事業会計決算の認定についてでございます。

令和5年3月末までの営業実績は、給水件数1万132件、給水人口2万3,793人、有収水量249万7,739立方メートル、1日最大配水量1万3,179立方メートル、水道料金収納率は99.2%であります。

収益的収支は、消費税抜きで水道事業収益6億5,416万5,608円で、水道事業費用5億2,113万5,252円あります。

この結果、令和4年度純利益は1億3,303万356円となりました。

資本的収支は、消費税込みで、資本的収入1億4,405万13円、資本的支出4億7,793万9,245円であります。差引不足額3億3,388万9,232円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、建設改良積立金取崩額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

最後に、認定第9号 令和4年度那須烏山市境財産区特別会計決算の認定についてでございます。

境財産区は、昭和29年の町村合併により、旧境村の財産であった山林を管理・運営するために設立されました。その間、予算審議・決算認定等については、地方自治法第295条の規定に基づく境財産区議会に諮っておりましたが、令和5年6月10日に境財産区議会が廃止となりましたことにより、本年度より那須烏山市議会に提案するものであります。

令和4年度の決算額は、歳入決算額が86万8,524円、歳出決算額が75万1,679円であり、歳入歳出差引残額は11万6,845円でありました。

歳出は、議員報酬の人件費と財産管理費が占め、歳入は、主に運営基金からの繰入金及び前年度からの繰越金により措置いたしました。

今後も、境財産区有林の適正管理に努めながら、健全運営に努めてまいりたい所存であります。

以上、認定第1号から認定第9号まで、令和4年度決算の認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開を13時40分といたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時40分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

続きまして、決算審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

瀧田晴夫代表監査委員。

○代表監査委員（瀧田晴夫） 監査委員の瀧田です。

まず、説明の前に、資料の差し替えがあったことをおわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

では、地方自治法の規定に基づき、市長から審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳

出決算並びに基金運用状況について、議会選出の相馬監査委員と私が審査した結果を報告いたします。

お手元の令和4年度那須烏山市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書を御覧ください。

1 ページです。

第1の審査の期間は、令和5年7月3日から11日まで、3日、4日、5日、11日の4日、市役所南那須庁舎及び水道庁舎で実施いたしました。

第2の審査の対象及び第3の審査の方法につきましては、記載のとおりです。

第4の決算の概要についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、令和4年度は、前年度と比べ、歳入で1.1%、約2億3,500万円減の206億8,600万円余、歳出で4.4%、約6億9,700万円減の193億9,200万円余となりました。

2 ページです。各会計の決算状況です。

予算額は、一般会計が当初予算額111億6,000万円に、補正予算額、継続費及び繰越事業費、繰越財源充当額を合わせた予算現額は、130億5,629万4,000円、特別会計は、当初予算額70億2,018万2,000円に、補正予算額1億8,394万4,000円を合わせた予算現額72億412万6,000円。一般会計、特別会計を合わせた予算現額は202億6,042万円です。

一般会計及び特別会計ごとの決算状況は、3ページの表のとおりです。

歳入総額206億8,650万2,630円、歳出総額193億9,288万2,888円、差引き残額12億9,361万9,742円となっております。

4 ページです。

2の一般会計の決算状況です。

(1)の決算収支です。歳入総額から歳出総額を差し引いた残額は9億1,931万3,005円。ここから翌年度に繰り越すべき財源7,723万円を差し引いた実質収支額は8億4,208万3,005円となっております。

この実質収支額のうち、4億5,000万円を財政調整基金に繰り入れたところです。

(2)の財政運営の状況です。

アの歳入について、歳入に係る表は、5ページ、6ページです。収入済額132億8,620万2,779円、調定額に対する収納率は95%、不納欠損額は3億602万2,420円。収入未済額3億9,600万6,656円。

歳入の主なものは、地方交付税、市税及び国庫支出金で76.4%となっております。

収入済額を前年度と比較すると、3億3,306万6,291円減少しております。主な要因

は、市税の増額があるものの、国庫支出金や地方交付税、地方特例交付金の大幅な減額です。不納欠損額の99.9%を市税が占めております。

収入未済額の51.4%が市税で、そのうち92.5%は固定資産税です。そのほか、国庫支出金の1億530万5,000円及び県支出金の8,600万円があります。

7ページです。

イの歳出について。歳出に係る表は、7ページ、8ページ。支出済額123億6,688万9,774円で、予算現額に対する執行率は94.7%。

歳出の主なものは、民生費、総務費、衛生費、公債費となっております。

繰越額は3億4,193万5,000円で、土木費及び農林水産業で91.5%を占めております。

8ページです。

ウの地方債の状況です。

4年度の地方債の発行額は5億830万円で、前年度と比べ5,510万円減少しております。

元金償還額は13億4,303万6,930円で、年度末元金残高は89億7,897万7,163円です。

特筆すべきは、令和3年4月1日に、烏山地区が過疎地区に指定されたことにより、新たに過疎対策事業債7,370万円を発行したところです。

御案内のとおり、過疎対策事業債は、充当率100%、元利償還に係る70%が普通交付税の算定の基礎である基準財政需要額に算入されるものです。

9ページです。

3の特別会計の決算状況です。

(1) 国民健康保険特別会計歳入に係る表が、9ページ、10ページです。

Aの事業勘定の実質収支額は9,236万502円で、そのうち5,000万円を国民健康保険財政調整基金に繰り入れております。

収入済額は34億8,917万7,903円で、調定額に対する収納率98.3%、不納欠損額は794万9,294円、収入未済額5,408万6,112円。

歳入の主なものは、県支出金、国民健康保険税です。

保険税の調定額に対する収納率は90.9%で、前年度より1.4ポイント増加しております。

10ページです。

イの歳出について。歳出に係る表は、10ページ、11ページです。

支出済額33億9,681万7,401円で、予算現額に対する執行率は99.4%。



歳出の主なものは、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金。

11ページです。

Bの診療施設勘定の実質収支額は791万7,793円で、そのうち400万円を国民健康保険診療所運営基金に繰り入れております。

歳入に係る表は、11、12ページです。

収入済額は5,505万4,632円で、調定額に対する収納率100%です。

歳入の主なものは、診療収入及び繰入金です。

12ページです。

イの歳出についてです。

支出済額4,713万6,839円で、予算現額に対する執行率は90.6%。

歳出の主なものは、総務費及び医業費です。

13ページです。

(2)の熊田診療所特別会計です。

歳入に係る表は13ページ、歳出が14ページです。

実質収支額608万5,242円で、そのうち400万円を熊田診療所運営基金に繰り入れております。

収入済額は5,284万9,079円で、調定額に対する収納率は100%。

歳入の主なものは、診療収入及び繰入金です。

14ページです。

イの歳出について。支出済額4,676万3,837円で、予算現額に対する執行率は94.9%。

歳出の主なものは、総務費及び医業費です。

15ページです。

(3)の後期高齢者医療特別会計。歳入に係る表が15ページ、歳出が16ページです。

実質収支額は358万7,740円です。収入済額3億7,632万8,643円で、調定額に対する収納率99.6%。不納欠損額は25万8,100円。収入未済額131万1,413円。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料及び繰入金です。

保険料の調定額に対する収納率99.4%で、前年度と同水準です。

16ページです。

イの歳出について。支出済額3億7,274万903円で、予算現額に対する執行率98.0%。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金です。

17ページです。

(4)の介護保険特別会計。歳入に係る表は17、18ページ、歳出に係る表が18、19ページです。

実質収支額は1億8,805万8,332円で、そのうち9,500万円を介護保険財政調整基金に繰り入れております。

収入済額30億234万5,877円で、調定額に対する収納率99.8%。不納欠損額は218万6,700円。収入未済額は300万795円。

歳入の主なものは、支払基金交付金、国庫支出金及び保険料です。

保険料の調定額に対する収納率は99.1%で、前年度より0.1ポイント増加しております。

18ページです。

歳出について。支出済額28億1,428万7,545円で、予算現額に対する執行率は96.7%。

歳出の主なものは保険給付費です。

20ページです。

(5)の農業集落排水事業特別会計。歳入に係る表が20ページ、歳出が21ページです。

実質収支額642万5,937円です。収入済額6,387万538円で、調定額に対する収納率は99.8%。不納欠損額4,725円。収入未済額14万5,783円。

歳入の主なものは、繰入金、使用料及び手数料です。

使用料及び手数料の調定額に対する収納率は98.7%で、前年度より0.2ポイント減少しております。

21ページです。

イの歳出について。支出済額5,744万4,601円で、予算現額に対する執行率は94.7%。

歳出の主なものは、総務費及び公債費です。

ウの地方債の状況について。発行額は760万円で、前年度と比べ280万円の減。償還金2,462万5,605円で、年度末現在高1億7,238万4,816円となりました。

22ページです。

(6)の下水道事業特別会計です。歳入に係る表は22、23ページ、歳出に係る表が23ページです。

翌年度へ繰り越すべき財源があるため、実質収支額は5,562万1,191円です。

収入済額は3億6,067万3,179円で、調定額に対する収納率は99.8%。不納欠損

額6,663円。収入未済額は61万8,667円。

歳入の主なものは、繰入金、市債、使用料及び手数料となっております。

分担金及び負担金の調定額に対する収納率は78.7%で、前年度より2.5ポイント減少しております。

使用料及び手数料のそれは99%で、前年度より0.3ポイント減少しております。

23ページのイの歳出についてです。

支出済額2億9,080万1,988円で、予算現額に対する執行率は87.5%。特定環境保全公共下水道管理費で事故繰越1,425万円があったためだと思われま

す。歳出の主なものは、公債費、総務費です。

ウの地方債の状況です。発行額5,700万円で、前年度と比べ4,700万円の減。償還金1億7,442万6,917円で、年度末現在高19億9,538万8,434円となっております。

24ページです。

第5の財産の管理状況です。

1の公有財産、土地及び建物、山林の表は24ページです。

土地及び建物に異動がありました。土地の行政財産の減は、国土調査に伴う修正減、土地の普通財産の山林増は、登載漏れ及び国土調査による修正減です。土地の普通財産のその他の増は、登載漏れ及び国土調査による修正減です。

建物の行政財産減は、公営住宅及び消防団車庫の解体による減です。

建物の普通財産の減は、ベンチャープラザの解体による減です。

山林の所有の面積増は、登載漏れ及び国土調査による修正減、所有の推定蓄積量及び分収の推定蓄積量は、成育によるものです。

25ページです。

基金の運用及び管理状況です。

基金は、一般会計15基金、特別会計5基金の計20基金で、年度末残高105億7,905万3,306円。昨年度残額に歳計剰余金処分によるもの、取崩額、積立額を加減した結果、5億3,760万1,000円増加しました。

基金の運用については、足利銀行をはじめ5つの金融機関に分散し、定期預金を主体として運用しております。

なお、奨学基金の一部については地方債、市有施設整備基金の一部及び地域振興基金の一部については、地方債及び国債で運用しております。

26ページです。

審査結果及び意見についてです。

令和4年度の各会計の歳入歳出決算に係る計数は、審査した範囲の結果では、おおむね適正であると認められます。

また、予算の執行状況、財務に関する事務については、おおむね適正に執行されていると思いますが、財産の管理については、一部に登載漏れがあり、工夫の余地があると思います。

主な意見についてです。

まず、一般会計についてです。

歳入総額132億8,600万円余、前年度と比較して3億3,300万円余の減。主な要因は、太陽光発電設備の新規課税による歳入増があったものの、地方交付税や子育て世帯臨時特別給付金給付事業など、国庫補助金の減がこれらを上回ったことによるものと思います。

歳入に係る財源の構成比率は、自主財源33%、依存財源67%で、自主財源が昨年より3.7ポイント増加しておりますが、依然、自主財源比率が低い状況です。

不納欠損額は3億600万円余、収入未済額3億9,600万円余。不納欠損額のうち、97%、約3億円が滞納繰越分、そのうち82%、約2億4,000万円が固定資産税となっております。

徴収可能性が低い不良債権を保存していても意味がなく、額による徴収率を算定すると、多くの滞納者がいると誤解を招くおそれがあり、法にのっとった不納欠損処分の判断は妥当であると考えられるものであります。

収入未済額については、長年の懸案事項であった大口滞納法人の不動産公売を実施・解決できたことは、評価に値するものと思います。

しかし、特に市税の徴収率は、前年度と比べ2.7ポイント改善されているものの、87.4%は、栃木県の平均徴収率97%を大きく下回っております。これは、市税調定額の約60%を占める固定資産税の徴収率が81.8%であること、特に数件の大口滞納者の存在が原因と思われれます。

本年度は、高い目標収納率を掲げたところであり、その実現に向けて、引き続き県と連携し、共同催告や差押え処分など法的措置を含め、収納未済の解消に取り組んでいただきたいと思います。

なお、国庫支出金の1億500万円余及び県支出金の8,600万円がありますが、翌年度に繰り越す道路メンテナンス事業及び防災集団移転促進事業並びに防災重点農業ため池緊急整備事業ですので、事業推進に支障はないものと思います。

歳出は、歳出総額123億6,600万円余、前年度と比較して6億9,600万円余の減。主な要因は、国体開催や電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業による支出増があ

るものの、基金積立金の減、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の縮減、保健福祉センター整備に係る事業減、旧南那須武道館解体の終了等、企業誘致事業補助金の減、畜産担い手育成総合事業の終了、令和元年台風10号復旧工事の減少が支出増を上回ったものと考えられます。

予算の執行率は94.7%で、前年と比較して0.6ポイント大きくなっております。

不用額は3億4,700万円余で、予算現額に対し2.7%程度であり、問題はないと思います。

基金及び歳計現金等の公金については、公金等の管理運用に関する基準に基づき、リスクに配慮しながら管理がされていると思います。

なお、今後、金利変動リスク発生の可能性も考えられることから、引き続き適切な資金運用をお願いいたします。

なお、令和元年東日本台風に伴い、国、県、市等が連携して行う那珂川緊急治水対策プロジェクトにおける霞堤整備及び防災集団移転促進事業について、適切な対応をお願いいたします。

特別会計についてです。

歳入総額74億円余、歳出総額70億2,500万円余、実質収支額3億6,000万円余、不納欠損額は1,000万円余、収入未済額5,900万円余となっております。

前年度と比べ、不納欠損額は約300万円余増加、収入未済額は約1,500万円余減少しておりますので、引き続き減少に向けた工夫をお願いいたします。

また、一般会計からの繰入金は、10億6,700万円余で、昨年度と比べ約700万円余増加しております。一般会計からの繰入金は、ルールが定められて裁量の余地がないものがあるかと思いますが、特別会計の独自採算性の原則に基づいた経営に向け、引き続き努力してください。

不用額については、全会計1億6,300万円余で、予算現額に対し2.3%程度ですが、会計によるばらつきは、その性質上、やむを得ないものと思います。

なお、下水道事業特別会計において事故繰越がありました。南那須水処理センターの修繕工事に係る工事部材が、世界的な半導体不足により、過去に想定外の時間を要したものであり、やむを得ないものと思います。

27ページです。

今後の財政状況についてです。

先ほど報告がありました報告第4号、令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率については、問題は見受けられませんでした。

なお、合併特例債の影響もありますが、地方債残高が平成25年度の182億円余から、令

和4年度は71億円余減の111億円になったこと、また、基金は時代の変遷に伴い、新規設置などがあるものの、合併時の36億円余から105億円余と約3倍になったことは、一定の評価に値するものと思います。

しかしながら、将来を展望した場合、今後、人口減少・高齢化が進展することを考えると、歳入の基本である市税の増加は、考えにくいものがあります。一方、建物系やインフラ系、公共施設の老朽化・耐震化のため、長期にわたる多大な財政負担、また少子高齢化や人口減少に対応した社会保障施策に係る負担は年々増加傾向に、さらに庁舎整備及び広域行政事務組合に対する財政負担もあります。

現在、令和4年3月策定の公共施設等総合管理計画改訂版に基づき、適正な公共施設等マネジメントに努めているところであり、引き続き適切な対応をお願いするものです。

財政の弾力性を示す経常収支比率については、87.1%で、前年度と比べ3.3ポイント悪化しております。70%から80%が理想とされているところですので、非常に高いハードルではありますが、達成に向けて、引き続き努力をお願いします。

一方、財政の豊かさを示す指標である財政力指数は、0.452。全県的に前年度より低下しているところですが、県内25市町単純平均の0.702を下回り、県内22位の本市においては、資産の適正な活用、遊休資産の売却など、さらなる効果的・効率的な対応が必要かと思われれます。

また、補助金、負担金等については、合併後最初である平成18年度の予算時に400件余であったものが、令和4年度は350件余と、件数においては減少しているものの、額では約5億6,000万円増加しております。諸般の事情があるものと推測するところですが、団体の運営費に対する取扱いや終期の設定など、補助金等交付基準に照らし、適切な対応を期待するものです。

次に、人材の養成・確保についてです。

自治会の加入率の低下、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するため、引き続き職員の資質向上と意識改革、有資格者の退職等を見据えた計画的な人材確保とともに、職員の定年延長についても適切な運用を願うものであります。

令和4年度の人事評価制度、3次評価の構成は35対60対5となっており、組織論である262の法則より優れた割合と見ることができます。

なお、一部の事例と思いますが、予算や補助金について初歩的なミスが見受けられ、これらを回避する工夫が必要と感じたところです。

また、業務の効率的執行確保の観点から、組織内外の緊密な連携と、必要な説明責任を果たすことを望むものであります。

最後に、災害等緊急時の対応についてです。

大規模災害が頻発する昨今、市民の生命や財産を守る観点から、緊急の行動マニュアルの作成や訓練等の実施の検討をお願いいたします。

また、防災行政情報伝達システム、防災 I n f o なすからすやまのスマートフォンアプリや戸別受信機のさらなる普及啓発に努め、市民の安全で安心な生活確保に尽力願います。

一般会計、特別会計、基金運用状況に係る審査結果の報告は以上です。

続きまして、水道事業会計の決算について審査した結果を報告いたします。

お手元の令和4年度那須烏山市水道事業会計決算審査意見書を御覧ください。

1 ページです。

第1の審査の期日、第2の審査の対象及び第3の審査の方法は、記載のとおりです。

第4の事業の概要です。ソフト面では、管路情報のデジタル化を進めるため、水道台帳管理システムを導入いたしました。

ハード面では、水道管路更新計画に基づき、配水管更新計画のほか、老朽化したポンプの取替え工事などを行いました。

水道料金については、市民と市内事業者の経済的負担軽減を図るため、令和4年10月、12月及び令和5年2月の3期分、6か月分の減免を実施したところです。

2 ページです。

業務実績については、表のとおりです。

給水人口は、行政区域内人口の減少で減少が続き、2万3,793人となりました。有収率は、前年度より僅かに増加し、65.1%になりました。

3 ページです。

2の予算の執行状況です。

(1)の収益的収入及び支出です。アの収益的収入は、予算額に対する収入率101.7%、イの収益的支出は、予算額に対する執行率94.9%。

4 ページです。

(2)の資本的収入及び支出です。アの資本的収入は、予算額に対する収入率115.2%、イの資本的支出は、予算額に対する執行率88.1%、繰越金3,245万8,000円があるためとなります。

5 ページです。

ウの資本的収支状況です。資本的収入が資本的支出に不足した額3億3,388万9,232円について、過年度分損益勘定留保資金などで補填した結果、内部留保資金残高は10億72万2,672円となりました。詳細は、表を御覧ください。

6 ページです。

3の経営状況です。当年度の純利益は1億3,303万356円で、前年度より1,460万6,455円増加していますが、当年度未処分利益剰余金は2億3,780万3,692円で、前年度と比較して4億9,829万2,868円減少しました。

(1)の収益内容です。収益に係る表は7ページです。

アの営業収益は4億6,056万9,107円で、総収益の69.5%が給水収益です。

イの営業外収益は1億9,283万9,569円で、総収益の14.4%が他会計補助金。他会計補助金の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金に係る繰入金です。

ウの特別利益は75万6,932円で、固定資産売却益、その他賞与引当金、貸倒引当金の戻入益です。

7 ページです。

(2)の費用内容です。費用に係る表は、8ページです。

アの営業費用は4億8,545万3,141円で、大部分が減価償却費です。

イの営業外費用は3,568万2,111円で、ほとんどが支払利息及び企業債取扱諸費、具体的には企業債利息です。

ウの特別損失はありません。

9 ページです。

(3)の経営比率です。昨年度と比較して、営業収支比率で減少が見られます。令和3年度で類似団体の指標と比較すると、全ての指標で類似団体を上回っております。詳細は、表及び記述を御覧ください。

10 ページです。

財政状況です。表につきましては、11ページと13ページになります。

資産は59億7,377万6,345円で、前年度と比較して1,060万4,858円の増加。負債は24億9,438万1,050円で、前年度と比較して1億4,304万3,368円の減少。資本は34億7,939万5,295円で、前年度と比較して1億5,364万8,226円の増加。

(1)の資産です。資産に係る表は11ページにあります。

アの固定資産は49億119万5,999円。主なものは、構築物、機械装置、建物です。

イの流動資産は10億7,258万346円。主なものは、預金、現金預金です。

ウの繰延資産は、該当ありません。

12 ページです。

(2)の負債です。負債資本に係る表が13ページになっております。



アの固定負債は13億1,755万6,224円。1年を超えて償還金が到来する企業債です。  
イの流動負債は2億9,465万8,671円。ほとんどが1年以内に償還期限が到来する企業債です。

ウの繰延収益は8億8,216万6,155円。長期前受金です。

(3)の資本です。

アの資本金は27億6,013万585円。前年度と比較して1億7,065万1,676円増加しています。

イの剰余金は7億1,926万4,710円。前年度と比較して1,700万3,450円減少しております。要因は、当年度純利益1億3,303万356円を計上しましたが、未処分利益剰余金1億5,003万3,806円を資本金に繰り入れたことによるものだと思います。

14ページです。

(4)の水道料金の未納状況です。水道料金の未納額は、旧簡易水道事業からの引継ぎ分も含め485件、478万8,878円。未納者に対しては、市水道事業給水停止処分取扱規程に基づき整理を進めた結果、未納件数は減少しました。平成22年度から29年度までの15件、6万2,074円を不納欠損処分といたしました。前年度と比べ、件数は4件増ですが、金額は24万1,559円減少しております。

15ページです。

財務比率です。前年度と比較すると、自己資本構成比率が1.8ポイント増加、固定資産対長期資本比率が0.6ポイント、固定比率が4.1ポイント、流動比率が7.6ポイント減少しております。令和3年度、類似団体の指標と比較すると、流動比率以外は、類似団体より良好の指標と言えます。詳細は表及び記述を御覧ください。

17ページです。

5の資金状況です。キャッシュフロー計算書は18ページです。

キャッシュフローは、1事業年度における資金の流れを表示したものです。

1の業務活動によるキャッシュフローから、3の財務活動によるキャッシュフローまでを加減した結果、資金増加額4,609万3,304円が算出され、これに資金期首残高10億1,197万2,528円を加算した資金期末残高10億5,806万5,832円は、この資料の11ページの流動資産の現金預金と一致します。

19ページです。

第5の審査結果及び意見です。審査に付された計算書類は、関係法令に基づき作成されており、実施した審査の範囲においては計数は正確で、会計事務はおおむね適正に処理されていたと認めます。

なお、水道料金の減免に当たり、上下水道使用料のお知らせに「基本料金減免適用」と表示したところ、利用者から何のことか分からないとの問合せがあり、分かりやすい表示として、「基本料金値引き中」と変更表示したこと、まさに市民に寄り添った対応であり、評価すべきものと思います。

現状について、経営状況について前年度と比較して営業収支比率が大幅に減少し、100%を下回る結果となりましたが、コロナ禍における市民や事業者の負担軽減を図るため水道料金を減免した結果であり、来年度は通常ベースに戻るものと思います。

なお、水道料金減免に係る減収分については、一般会計から補填され、営業外収益で受け入れております。

財政状況についてです。財務比率は、前年度と比較して流動比率以外は全て改善されております。しかし、流動比率も、理想とされる200%を超えているので、問題はないと思います。

なお、固定比率が100%を超えておりますが、固定資産対長期資本比率が100%を下回っているため、長期的な資本の枠内の投資が行われていると見ることができます。

水道料金の収納率については、前年度より僅かに上昇し、県内で高い順位を維持しております。

有収率については、前年度より僅かな向上はあるものの、類似団体と比べ依然、低い状況です。

資金収支の状況を示すキャッシュフロー計算書は、業務活動がプラス、投資活動及び財務活動がマイナスの状態、健全なパターンと見ることができます。

今後の対応について、給水人口は、旧烏山・旧南那須町合併翌年の平成18年、2万5,486人であったものが、昨年は6.6%、1,693人減の2万3,793人となりました。今後ともこの傾向は続くものと考えられますが、人口減少に連動し、給水収益の減少が予想される一方、有収率の向上の観点からも、老朽化した管路の更新は喫緊の課題と思われま。水道事業が独立採算制の企業会計であることを踏まえ、引き続きコストを意識した経営に努めてください。

また、給水人口の減少を踏まえ、施設の統廃合等の検討など合理化を進め、水道施設の維持管理に係る経費削減についても、努力をお願いいたします。

近年、全国各地で地震、台風、大雨に伴う大規模な自然災害の発生により、断水被害が発生しており、本市においても、引き続き災害時の対応強化を願うものであります。

那須烏山市水道事業経営戦略に基づき、施設の適正な更新及び維持管理に努め、市民の安全安心な水の確保に尽力されることをお願いし、私の全ての決算審査結果の報告を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明及び代表監査委員による決算審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑については、議会運営委員会の決定に基づく日程のとおり、9月11日に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、令和4年度決算の質疑については、9月11日に行うことといたします。

---

#### ◎日程第27 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（渋井由放） 日程第27 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は、付託第1号のとおりであります。この請願書等については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、請願書第2号 市道、田野倉小白井線1005上小白井及び下小白井の道路改修工事については、所管の経済建設常任委員会に付託し、陳情書第2号 那須烏山市議会議員の議員報酬額の見直しについては、所管の総務企画常任委員会に付託いたします。

---

○議長（渋井由放） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は明日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

〔午後 2時29分散会〕